

## 鳥取県公報

平成23年6月7日(火) 第8300号

毎週火・金曜日発行

# 目 次 ◇告 農業大学校における生産品の物品売払代金の収納事務の委託(347)(農業大学校)・・・2 示 農業大学校における牛の物品売払代金の収納事務の委託 (348) (11)・・・・・・・・2 県営土地改良事業計画の決定(349)(農地・水保全課)・・・・・・・・・・・・・・2 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (350) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・3 警備業務に係る検定合格者審査の実施(警察本部生活安全企画課)・・・・・・・・3 ◇ 公 随意契約の相手方の決定 (病院局総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ◇ 調達公告

### 示

#### 鳥取県告示第347号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売 払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月7日

鳥取県知事 平 井 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合 せきがね犬挟観光株式会社 地方卸売市場倉吉花き市場株式会社 地方卸壳市場倉吉青果株式会社 大山乳業農業協同組合 有限会社千疋屋

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 鳥取県告示第348号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における牛の物品売払代 金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
  - JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

\_\_\_\_\_\_

### 鳥取県告示第349号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (地域ため池総合整備事 業上神・寺谷地区ため池等整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次の とおり縦覧に供する。

平成23年6月7日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成23年6月7日から同月27日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第350号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定 したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 林

昭 男

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活	宮城県牡鹿郡	ひかり	西伯郡伯耆町久古	就労継続支援	平成23年6月
動法人きらら	女川町宮ケ崎		1042	B型	1 目
女川	26 - 7				

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等 に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第7条第1項の規定によ る検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成23年6月7日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
  - (2) 施設警備業務 1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
  - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時

平成23年8月23日 (火) 午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎3階第7会議室

4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合 において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学 科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務(1級)

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。) の空港保安警備 業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務(1級)

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務(1級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務(1級)

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務(2級)

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務(2級)

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務 (2級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務(2級)

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

6 審査申請の受付期間

平成23年8月1日(月)から同月5日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

7 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が 警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあっては、住所地を疎明する書面又は 当該営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り 付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 10 その他
  - (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
  - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 **-0110**) にすること。

#### 達 公 告 譋

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月7日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

検査室機器に係る試薬及び消耗品 一式 1 調達件名及び数量

2 契 約 方 式 随意契約

3 随意契約の相手方を決定 平成23年3月28日

した目

4 契約の相手方の名称及び 小西医療器株式会社鳥取営業所

所在地 鳥取市千代水四丁目52

5 契 約 金 額 97,650,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。(地方自治法施行令(昭和22年

政令第16号) 第167条の2第1項第8号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課

及び所在地 鳥取市江津730